

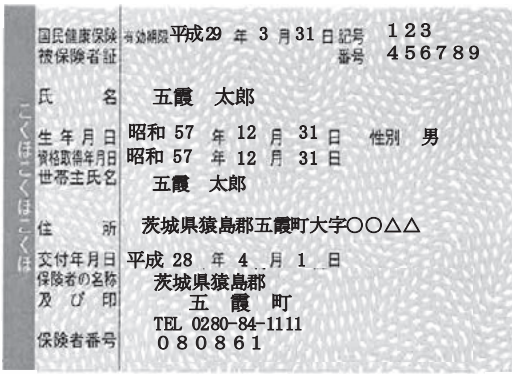
# 国民健康保険からのお知らせ

被保険者証が新しくなります

現在使用している被保険者証の有効期限は、平成28年3月31日(木)までです。

新しい被保険者証は、3月下旬に各世帯へ郵送します。お手元に届きましたら記載内容をご確認ください。内容に誤りがありましたら、被保険者証をご持参のうえ、町民税務課(②窓口)へお申し出ください。

また、有効期限の切れた被保険者証は各自で処分するか、返却してください。



次のことをご確認ください

- ①資格がないのに被保険者証が届いた(転出、死亡、社会保険など他の保険に加入している方)
- ②資格があるのに被保険者証が届かない(転入、出生、社会保険など他の保険に加入していない方)
- ③記載内容(住所、氏名、生年月日)に誤りがないか

※就職や退職に伴い、会社の社会保険の加入・脱退をした場合は役場に届出が必要です。  
 ※就学や施設入所などで、他の市町村に転出する場合にも届出が必要です。

## 被保険者証等の再交付

被保険者証、高齢受給者証を紛失・破損された場合は、再交付の申請ができます。

国民健康保険の届出義務は世帯主にあります。印鑑、身分証明書、マイナンバーをご持参ください。世帯主以外の方が申請する場合は、委任状の提出が必要です。

被保険者証に臓器提供意思表示欄を設けています

・脳死後及び心臓が停止した死後に臓器を提供してもいいと思われている方  
 ・脳死後は臓器提供したくないが、心臓が停止した死後には臓器を提供してもいいと思われる方  
 ・臓器を提供したくないと思われている方

このように臓器提供に関する自分の意思を表示することができ、記入は任意です。必ず記入しなければならないというものではありません。また、意思を表示した方で内容を他人に知られたくない方には、『個人情報保護シール』があります。意思表示欄の上に貼ることで、個人情報を守ることができます。 ※『個人情報保護シール』は町民税務課(②窓口)にあります。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を活用してみましよう

ジェネリック医薬品とは、新薬(最初に作られた薬)の特許終了後に、有効成分、用法・用量、効能及び効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された、新薬よりも値段の安い薬です。

少子高齢化や医療技術の進歩などによる医療費の増加が、国や各自治体における財政の大きな負担となっています。医療費の節減につながる安価なジェネリック医薬品が注目されています。

同封した『ジェネリック医薬品希望カード』を病院や薬局の窓口で提示すると、ジェネリック医薬品で処方してもらえます。私たちの健康と安心を支える国民皆保険制度を支えるためにジェネリック医薬品の利用にご協力をお願いします。 ※すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。特に複数の薬を処方されていると変更できない場合があります。

特定健康診査を受診しましょう

国民健康保険の被保険者を対象に、毎年、特定健康診査を実施しています。平成28年度も実施を予定しています。年に一度は健康をチェックしましょう。

人間ドック受診の助成

人間ドック受診にかかる助成を平成28年度も予定しています。(詳細は、広報ごか4月号掲載予定) 医療機関の予約を考慮している方は、詳細を確認してからお願いします。

人間ドックの助成を受けた方は、同一年度内の特定健康診査は受診することができます。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G  
 ☎(84)1965 (直通)

